

大阪大学産業科学研究所戦略室内規

(設置)

第1条 大阪大学産業科学研究所（以下「本研究所」という。）に、戦略室を置く。

(目的)

第2条 戦略室は、次の各号に掲げる業務について企画し、推進することを目的とする。

- (1) 研究成果の社会還元に関すること。
- (2) 知的財産の活用に関すること。
- (3) 本研究所企業リサーチパークの運営に関すること。
- (4) 産学連携の促進に関すること。
- (5) 中期目標・中期計画、年度計画及び評価に係る企画立案及び情報収集に関すること。
- (6) 本研究所の広報及び国際に係る支援に関すること。
- (7) 研究及び産業動向に関する情報収集と分析に関すること。
- (8) その他本研究所の運営に係る企画立案及び情報収集に関すること。

(組織)

第3条 戦略室は、室長、副室長及び室員で組織する。

(室長)

第4条 室長は、所長をもって充てる。

(副室長)

第5条 副室長は、事務部長をもって充てる。

2 副室長は、室長に支障があるときは、その職務を代理する。

(室員)

第6条 室員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 新産業創成研究部門の教員（兼任教員を含む。）
- (2) 本研究所の事務職員
- (3) その他室長が必要と認めた者

(セクション)

第7条 戦略室に次の2セクションを置く。

産学連携セクション

企画セクション

2 各セクションにセクションリーダーを置き、前条第1号に掲げる者の中から室長が指名する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、戦略室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。